

# 平成26年度 第4回鶴岡市児童福祉審議会（鶴岡市子ども・子育て会議） 会議録

○ 日 時 平成27年3月19日 午後1時30分～2時55分

○ 会 場 にこ・ふる 3階 大会議室

○ 出席委員

村山修、田澤光彦、渡部宏一、本間愛香、平山昌子、石川正廣、佐藤以中、櫻井好和、  
後藤拡、小野俊孝、本間望、手塚利、佐藤宥男、佐藤節子、恩田京子

○ 欠席委員

佐々木皓彦、富樫孝雄、工藤幸吉、青木道雄

○ 市側出席職員

健康福祉部長 今野和恵、子育て推進課長 斎藤功、子育て推進課主幹（兼）子ども家庭支援センター所長 斎藤律子、羽黒庁舎市民福祉課長 國井儀昭、櫛引庁舎市民福祉課長 山口弘男、朝日庁舎市民福祉課長 渡邊健、温海庁舎市民福祉課長 石塚みさ、福祉課長 相澤康夫、健康課長 原田真弓、藤島庁舎市民福祉課健康福祉専門員 山口喜兵衛、子育て推進課長補佐 佐藤美鈴、同子育て推進専門員 五十嵐亜希、同子育て推進専門員 加藤恵里、同子育て推進専門員 木村廣子、同専門員 瀬尾剛志

○ 公開・非公開の別 公開

○ 傍聴者の人数 1人

○ 報告・協議事項 (1) 委員長の選出

(2) 子ども・子育て支援新制度について

- ① 鶴岡市子ども・子育て支援事業計画について
- ② 地域型保育事業について
- ③ 鶴岡市における特定教育・保育施設の状況について
- ④ 新制度の利用にかかる保育料（利用者負担額）について
- ⑤ 鶴岡市教育・保育に係る支給認定に関する規則について

(3) 「鶴岡市保育所設置及び管理条例の一部改正」と「鶴岡市保育の実施に関する条例の廃止」について

(4) 平成27年度保育所等の入所状況について

(5) 平成27年度鶴岡市子育て支援施策について

※ その他

## 1 開 会

事務局（佐藤課長補佐）

皆様こんにちは。やっと春らしく暖かくなりましたが、今日はあいにくの雨模様の中、また年度末のお忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから平成26年度第4回鶴岡市児童福祉審議会（子ども・子育て会議）を開会いたします。

会議に先立ちまして、二三説明をさせていただきます。この会議の開催につきましては、前回と同様に1週間前に市のホームページに掲載しております。傍聴も可としておりまして、本日はお一人の方が傍聴にお見えになっております。

また、今日の会議資料と会議録につきましては、市のホームページで公表することになっておりますので、ご了承願います。

皆様、鶴岡市のホームページが2月にリニューアルされておりますが、ご覧いただけましたでしょうか。

妊娠・出産・子育て一連のページも、国の地域少子化対策交付金をいただいて設けておりますので、どうぞご覧いただきたいと思います。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。

先日、郵送させていただきました資料が、「鶴岡市子ども・子育て支援事業計画」です。次第も送付させていただきましたが、次第は今日お配りしたものをお使い願います。そして、今日の配布資料が、No.1～No.8となっております。

それと、審議会委員名簿と本日出席の事務局員名簿をお配りしております。なお、長年委員長を務めていただきました竹内峰子さんから1月16日付けで辞任願が出されましたので、名簿から外させていただきました。

資料については、よろしいでしょうか。

では、この会議ですが、2時間を目途に3時半までには終了したいと考えておりますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

次第2の挨拶に移ります。初めに副委員長の佐藤以中さんよりご挨拶を頂戴いたします。

## 2 挨拶（佐藤以中副委員長）

皆さんこんにちは。年度末のお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。この冬は極端に雪が少なくて、七窓恩園の除雪機も二度位しか出動いたしませんでした。おかげ様で私の腰の方もすこぶる快調で、こんな春も珍しいかなと思っております。先ほど事務局の方からもございましたけれども、竹内委員長から辞任願が出されておりまして、委員長の選出ということが今回議題の中に盛り込まれております。また「鶴岡市子ども・子育て支援事業計画」も皆様からのご協力を得まして、完成の運びとなっております。本当にありがとうございました。それでは、早速「平成26年度第4回鶴岡市児童福祉審議会」を始めたいと思います。

## 事務局（佐藤課長補佐）

報告・協議事項に入ります前に、本日の審議会に欠席の連絡を、佐々木皓彦委員、富樫孝雄委員、工藤幸吉委員、青木道雄委員の4名の委員よりいたしております。

本日の審議会は委員19名中15名の出席ですので、「鶴岡市児童福祉審議会条例第7条第2項」の規定により、本会議は成立することを申し上げます。

それでは、3番の協議・報告事項に入らせていただきますけれども、(1)委員長の選出までを、審議会条例第7条及び第6条の規定により、佐藤以中副委員長に議長をお願いします。そ

して、その後、新委員長からご挨拶を頂戴いたしまして、(2)～(5)までの議長を新委員長にお願いしたいと思います。佐藤副委員長、よろしくお願ひします。

### 3 報告・協議事項<議長：佐藤副委員長>

議長

はい、それでは、協議事項(1)の委員長選出を協議したいと思います。

委員長は、審議会条例第6条で委員の互選と規定されておりますが、いかがいたしましょうか。どなたかご推薦を。

委員

櫻井委員さんを推薦したいと思います。

議長

はい、櫻井委員というご推薦でしたが、皆様いかがでしょうか。

では拍手をもってご承認いただきたいと思います。

(拍手)

ありがとうございました。それでは議長を交代させていただきます。

事務局（佐藤課長補佐）

櫻井委員長、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、初めに挨拶を頂戴したいと思います。

議長（櫻井新委員長）

ただいま委員長ということで推举いただきました社会福祉法人恵泉会の理事長の櫻井と申します。どうぞよろしくお願ひします。恵泉会は、障害児の通所事業所と相談事業をはじめとして、鶴岡市から指定管理を受けています松原保育園、東部保育園、小堅地区の小堅保育園を運営させていただいております。それ以外に介護事業、老人施設、障害者施設などを運営させていただいている法人でございます。私自身は、児童福祉はそんなに詳しくはないのですけれども、今日皆さんから推薦いただきましたので、委員長の責を全うしたいと思います。4月から新しく新制度が始まる訳ですから、この児童福祉審議会も鶴岡市の子どもたちの育成にとって非常に重要な役割を担っていると思います。皆様方からのご支援をいただきながら、進めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、協議・報告事項(2)について、①鶴岡市子ども・子育て支援事業計画について、事務局から説明を受けて、その後皆様からご意見を伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局（木村子育て推進専門員）

(2) ①鶴岡市子ども・子育て支援事業計画について資料No.1に沿って説明

計画策定にあたりまして、市民の皆様の意見を伺える機会としまして、パブリックコメントを実施しております。期間は2月9日～3月1日の3週間で、市のホームページ、市役所子育て推進課窓口、各地域庁舎市民福祉課の窓口での閲覧といたしました。

1件のご意見を頂戴しており、ご意見の趣旨としては「子どもの貧困対策について」で、ご指摘を踏まえまして、本市の取り組み方を計画に追記しております。

子どもの貧困対策に関する小野委員からも事前にご質問をいただきおりまして、鶴岡市における子どもを抱える貧困家庭の調査や調査の予定はという内容のものでした。6人に1人の子どもが貧困家庭に育っているという厚生労働省の報告を基に、新聞やニュース等で各種報道がされています。現段階では、子どもの貧困に関係した本市の統計や調査結果はございませんけれども、地域福祉計画の策定が27年度から本格的に始まりますので、そのアンケート調査などの機会をとらえて実態を把握することも検討して参りたいと考えております。

#### 議長

はい、どうもありがとうございました。今は変更箇所を中心にして説明をいただきました。それまで皆さん読んでいただいたと思うのですが、特に何か質問とかご意見などはございませんでしょうか。

特にございませんか。

では、ないようなので、今説明をいただいたこの事業計画を進めさせていただくということで、ご了承いただくということにしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。それでは、次に②地域型保育事業について移ります。事務局から説明をお願いします。

#### 事務局（木村子育て推進専門員）

##### （2）②地域型保育事業について資料No.2に沿って説明

これまでの審議会におかれましても、新制度準備として制定する必要がある関係条例について協議等いただいてまいりましたが、その中の一つ「鶴岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を認める条例」に関連いたしまして、地域型保育事業の認可について説明をさせていただきます。

#### 議長

はい、地域型保育事業について、新しく平成27年度に事業を開始する予定の1事業所と、28年度に申請を予定している2つの事業所があるという説明をいただきました。国からの通知によりますと、当該地域で保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、審査基準に適合していれば認可するということでございますが、職員体制や建物の状態だけではなく、経済的基礎が備わっていること、経営者が社会的信望を有することなどが必要であるようございます。何か皆様方、質問や事業についての意見のある方、何かございますか。

基準とか要件をきちんと満たしていれば、市としては許可する。人数も19人以下の小規模の保育ということで、新しい事業なので分かりにくいところもありますが、ご意見がないということで、これに関しまして説明を受けましたということにしたいと思いますので、どうぞよ

ろしくお願ひいたします

それでは、続きまして③鶴岡市における特定保育・保育施設について説明をお願いします。

事務局（五十嵐子育て推進専門員）

（2）③鶴岡市における特定教育・保育施設について資料No.3に沿って説明

特定教育・保育施設について、改めてご説明しますと、新制度のもとでの共通の給付、財政支援である施設型給付の対象として、利用定員を定め市町村の確認を受けた教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）になります。つまり、施設型給付を受けるためには、9月に条例制定しております特定教育・保育施設の運営基準に基づき、市の確認を受けることとなります。ただし、現に認可・認定を受けている施設については、この確認があつたものとみなす取扱いとすることとされています。

議長

はい、今特定教育・保育施設についての説明をいただきました。認定子ども園として申請しているのが5園あるということで、他の保育所については、そのままの保育所としてみなして認定で、幼稚園は今のままの幼稚園でというような形になる、という説明でしたが、何か皆さんの方からは質問はございませんか。

みなして認定についての申請の書類等は、皆終わつたのですか。

事務局（五十嵐子育て推進専門員）

書類を今いただいているところで、これから書類の確認をさせていただくところです。

議長

今まで保育園というのは運営費みたいな補助できたわけですが、今度は、施設型給付費という形のもので、少し制度、法律が変わりましたので、このように皆変わるということになるかと思います。それぞれの保育園、幼稚園の状況がこのようになつていて、ということだと思いますが、何か質問等ございませんか。

ないようですので、このような状況で平成27年度は進めさせていただくことになると思います。それでは、④新制度の利用にかかる保育料（利用者負担額）について説明をお願いします。

事務局（瀬尾専門員）

（2）④新制度の利用にかかる保育料（利用者負担額）について資料No.4について説明

初めに、新制度における要点につきまして、前回の審議会でも説明させていただいた点につきましては、①～③になります。今回新たに④～⑥につきまして、追加ということで下線を引いた標記をさせていただいております。

## 議長

はい、保育料についての説明がありました。一号認定は若干安くなったというような感じの変更のようです。何か皆さんの方で、この辺わかりにくいとかいうようなことございませんか。

私からですけれども、法定代理受領というようなことは、まだここでは発生はしないのですか。

## 事務局（瀬尾専門員）

法定代理受領につきまして若干説明させていただきますけれども、本来、公定価格という国で定めます金額につきましては、全額保護者に支給して、保護者が施設に対して払うということを法律上基本としているところですが、施設に給付費として施設型給付費を払う場合については、保護者の方については保育料のみを徴収するという形になりますし、給付費を施設に払うことをもって法定代理受領になるという形になります。

## 議長

この保育料を徴収する場所は、市役所、市の方でいいのですか。

## 事務局（瀬尾専門員）

認定こども園につきましては、市が決めた保育料を施設に収めていただくことになりますし、民間立の保育所、それから公立の保育所につきましては、鶴岡市に納付していただく、今までどおりの取扱いということになります。

## 議長

何か他に皆さんの方から質問ございませんか。

なければ、この保育料につきましては、このような状況で進めさせていただきたいと思います。続きまして、⑤鶴岡市教育・保育に係る支給認定に関する規則について説明をお願いします。

## 事務局（加藤子育て推進専門員）

### （2）⑤鶴岡市教育・保育に係る支給認定に関する規則について資料No.5に沿って説明

鶴岡市教育・保育に係る支給認定に関する規則について、平成26年10月1日告示、施行日に関しましては、子ども子育て支援法の施行日からで平成27年4月1日の施行となります。

## 議長

はい、支給認定に関する規則の説明でしたが、就労時間が月48時間というものを一つの基準にすると、それ以上ということだと思います。そういう人であれば保育所に入所することについて認められると、認定を受けられるという話のように思うのですが、皆さんからは質問等ありませんか。

この⑤支給認定に関する規則については、一応こうですということでいきたいと思います。

次に(3)「鶴岡市保育所設置及び管理条例の一部改正」と「鶴岡市保育の実施に関する条例の廃止」ということについて事務局からの説明をお願いします。

事務局（齋藤課長）

(3)「鶴岡市保育所設置及び管理条例の一部改正」と「鶴岡市保育の実施に関する条例の廃止」について資料No.6に沿って説明

議長

はい、(3)条例の改正と条例の廃止ということで、今説明を受けました。何か質問ございませんか。

条例の一部改正は、保育料の徴収について条例で定めて市で徴収するということと、廃止については、児童福祉法に基づいた条例でしたけれども、新しい法律に基づいた条例規則によるということで、廃止という説明だったと思います。特に皆さんの方からはございませんでしょうか。

無いようですので次に進めさせていただきます。

(4)平成27年度保育所の入所状況について、よろしくお願ひします。

事務局（加藤子育て推進専門員）

(4)平成27年度保育所等の入所状況について資料No.7の説明

議長

平成27年4月の入所児童の状況を報告いただいている訳ですが、何かございませんでしょうか。

若干27年度は昨年の4月よりも増えているというような状況のようです。特にはお聞きになりたい点はございませんでしょうか。何か追加の説明ありましたら、どうぞ。

事務局（齋藤課長）

P14の資料No.7に、今説明申し上げましたけれども定員の欄がございますが、今年度は26年度から20人増になっておりますが、これは、美咲保育園さんで70人から90人に変更しております。これについては、これまで弾力化の取り組みによりまして定員を超えて受入してきたものでありますけれども、この度適正規模という形で定員増を行なったものでございます。

あと、認定子ども園の2号・3号の定員が増えた分だけ、保育を必要とする子どもさんの受け入れ枠が拡大したと言うことができるかと思います。具体的に、城南認定子ども園さんであれば0、1、2歳児で30人の受入をしているということになります。

議長

これは、今年度中に入る人数、例えば4月1日に入る人数ではなくて27度中に入所する人数でしょうか。

事務局（齋藤課長）

27年4月1日に確定している人数を掲載させていただきました。今、お子さんを妊娠中とか或いは生まれて間もない方は、年度途中での申込も受けておりますし、5月1日とか9月1日から、以降に入る方もおられますけれども、その方はこの人数に含まれておりません。

議長

はい、以上の説明だと思いますのでよろしくお願ひいたします。次に進ませていただきます。

(5) 平成27年度鶴岡市子育て支援施策についてということで、市の取り組みについての説明だと思いますが事務局からお願ひいたします。

事務局（齋藤課長）

(5) 平成27年度鶴岡市子育て支援施策について資料No.8に沿って説明

議長

27年度の子育て推進課の関連予算の説明を今いただきました。何か質問ありませんでしょうか。

特にはありませんか。これは、全体的には子育て推進課は予算的には増えたのですか。

事務局（齋藤課長）

比較対照する際に、例えばハード整備があった年とない年では全然違うものですから、去年、一昨年と児童館の整備がありまして、その対比では少なくなった部分もあるかもしれません、先ほどお話ししましたように、保育園に対しての給付費では、新制度で進めるところの子育て支援の量の確認と質の改善、これについては給付費の増ということで一定の改善が図られているとなっています。

議長

はい、他に皆さんの方からございませんか。

事務局（齋藤課長）

すいません。もう一点追加で、あらかじめ小野委員の方からご質問がありました。一時預かり、病児・病後児保育の財源的な手立てに関する質問でしたけれども、特に市単独ということではありませんが、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、そういったものも国の方で特別保育事業ということで補助交付のうえ、そういった特別保育が進むように手立てされております。

委員

今回県の方の予算で、延長保育をするために新たな保育士を雇用した場合には補助金を出し

ますという予算が県議会で出ていますが、市の方ではそれを何か皆さんに広報するとか、延長保育を進めるようにという園に対しての指導とか、そういうもの何かございませんか。

#### 事務局（斎藤課長）

先日、保育園の経営者協議会との市長との懇談をして、その場でも保育士確保が大変だというような話がありまして、市に対する支援の要望が出されたところですが、その際にもお話ししておりますけれども、国の方では保育士確保プラン、就業継続できるようにするための様々な手立てを実施しておりますし、県の方でも子育てを支える保育人材の確保ということで重点事業としまして、保育士の確保推進会議などを設置したり、若年保育士の正規雇用の促進ですか延長保育の受入体制の支援ですか保育士の再就職への支援、県外保育士の養成するところへの情報提供とか様々な施策を打出来ております。市におきましては、こういった施策をきちんと園なり保育士の方々に伝える努力をしたいと思いますし、なお、市の方では単独で保育園に対する運営費の支援を行なっていきますので、その支援は27年度予算にも引き継いでおりますし、こういった予算を有効に活用して、保育士の待遇改善とか園の安定運営に役立てていただければと思います。

#### 委員

県の方で、保育人材の確保ということを言っているのですが、それと直接関連して市の方で何か対応するということはないのですか。

#### 事務局（斎藤課長）

県の方から説明会は一度開催されて予算の説明はあったんですけども、まだ県でも正式に予算決定されていませんし、これから市に対してもいろんな情報提供があって、例えば補正予算での対応とかになるかと思います。

#### 議長

県の方からそういういろいろな説明と指導があれば、市の方としても研究して補正予算等でまた考えるというようなことでいいんですね。

#### 事務局（斎藤課長）

そうですね。当然内部で検討はしなければなりませんけれども、できる限り市も対応していきたいと思います。

#### 議長

はい、ということで、委員よろしく。他にございませんか、予算的なことで「この変どうなの」とかございませんか。

特にないようですので、今日のそれぞれ協議と報告を終わりたいと思います。これで、議長は降ろさせていただきます。どうも皆様、ご協力いただきましてありがとうございました。

委員

その他として、一点話をさせていただいてよろしいでしょうか。

議長

その他どうぞ。

委員

先ほど子どもの貧困のことで事前にお願いをしてお答えいただいたのですが、国でも子どもの貧困対策法というものが出来て、取り組みましょうということになっていて、各方面で議論がされております。その中で貧困家庭の基準を見ますと、月額いくらとか何家庭でいくらとかありますが、実態の調査では親子2人世帯だと今122万円平均だそうです。基準以下で、実際に所得を調べた平均でです。年額122万ですから月収10万円です。それから親子3人世帯で149万円年収ですから月収だと12万円、4人だと月収14万円位というのが今の貧困家庭と言われる人たちの平均です。基準額はもっと高いんですけど。ですから、先ほど公募の意見にもありましたように、こここのところは早急に対応していただいたほうが、今第3子以降無料になっていますが、数じゃなくて実際に子どもを育てる上でお困りのご家庭がかなりあるのではないかと、それが全国の調査で約6分1と言われていますから、その基準に該当する子どもたちの数です。100人子どもがいれば10数人そういう方たちがいるということになります。先ほど調査をされるというお話がありましたので、この辺は是非早めに調査をしていただいて、適切な対応をしていただけるようお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

議長

今のご意見について、何か事務局のほうで計画等いろいろございましたら、よろしくお願ひします。

事務局（斎藤課長）

先ほどもお答えしましたけれども、まだ調査とか実数把握できる部分がなくて、これまでにはひとり親家庭支援という部分で対応を取ってきたところが強いのですけれども、ひとり親家庭支援以外の家庭には対応できていない部分もありますて、その辺については、先ほど申し上げました生活困窮者自立支援事業の中でいろいろと調査も含めて実施して、有効な対策を取っていきたいと考えております。

委員

すいません。もう一つよろしいでしょうか。

議長

どうぞ。

委員

以前にもちょっとここでお話させていただいたのですが、今年の1月に保育園事故に関する調査報告が厚生労働省から出ていますが、今回もこの1年間で、認可外保育施設で15例の死亡例が報告されています。認可施設では4例です。実はこれ、認可保育所は221万9千人の内のそれだけ、認可外は18万人で15ですから、単純計算すると数十倍多いです。逆に傷病の報告というのは、認可外は0.7倍です。これはなぜかと言えば、やっぱり人手とか施設とか十分手が回らなくて本来報告すべきものまで見逃されている、ということが十分想像できますので、ぜひこの辺はそういうところに人手が掛けられるように、もしくはそういったご指導をぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長

貴重なご意見だと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。  
何か他に皆さんございませんか。

委員

第三子以降の保育料の軽減についてなんですかでも、三人子どもがいる場合でも一人が中学生だとその軽減の対象に今はなっていないのですが、それもこれから軽減の対象にするというような考え方には市としてはないのでしょうか。

事務局（齋藤課長）

対象児童の範囲をどう見るかについてですけれども、当然少子化対策の一環としても第三子以降の保育料の無料化は有効だと考えておりますけれども、その対象の範囲については、例えば高校生までするとかいろいろ考え方あるかもしれませんけれども、現時点では26年度と同内容で事業を進めることにしておりまして、なお、検討課題とさせていただきたいと思います。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

他にございませんか。

ないようですので、以上で終わらせていただきます。私は議長を降ろさせていただきます。  
どうも皆さんご協力ありがとうございました。

事務局（佐藤課長補佐）

櫻井新委員長さん、佐藤副委員長さん、報告・協議事項の議長をどうもありがとうございました。最後のその他のところでいろいろな貴重なご意見をいただいたと思います。本当にありがとうございました。

それではこれで、平成26年度第4回鶴岡市児童福祉審議会（子ども・子育て会議）を終了しますけれども、児童福祉審議会委員の任期は平成28年3月15日までとなっております。櫻井新委員長さん、佐藤副委員長さんにも来年3月15日までよろしくお願ひいたしたいと思います。来年度の開催につきましては、また改めて連絡をさせていただきます。なお、今年度で選出団体の長など役職が替わられて変更になるような場合は、こちらの子育て推進課の事務局までご連絡をいただきたく、よろしくお願ひいたします。

今日はお疲れ様でした。お気を付けてお帰りください。ありがとうございました。